

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	長久手市平池 901 番地
名称及び代表者職・氏名	愛知県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事 長 佐治 康弘

2 病院の名称等

名 称	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院					
所 在 地	江南市高屋町大松原 137 番地					
診療科名	内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、内分泌・糖尿病内科、内科(緩和ケア)、精神科、小児科、外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、形成外科、小児外科					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
				54	630	684 床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無	
集 中 治 療 室	(有)	無 病床数 6床
化 学 検 査 室	(有)	無
細 菌 検 査 室	(有)	無
病 理 検 査 室	(有)	無
病 理 解 剖 室	(有)	無
研 究 室	(有)	無
講 義 室	(有)	無
図 書 室	(有)	無
救急用又は患者搬送用自動車	(有)	無 保有台数 1台
医薬品情報管理室	(有)	無

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B×100)
17,129 人	26,195 人	65.4%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B×100)
16,807 人	26,195 人	64.1%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	2,816 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	2,816 施設
共同利用に係る病床の病床利用率	21.3%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、医療機器（CT、MRI、PET撮影装置、SPECT装置、X線テレビ撮影装置、X線一般撮影装置、歯科用パントモX線装置、骨塩定量測定装置、乳房撮影装置、超音波撮影装置、内視鏡、超音波診断装置、自動解析心電計、ホルター心電図解析システム、運動負荷システム、熱処理検査装置、脳波計、神経検査装置、肺機能検査装置、血圧脈波検査装置、一酸化窒素検査装置、オージオメーター、尿素呼気測定装置、睡眠検査装置）講堂、会議室1、会議室2、多目的室、図書室、地域医療連携センター
------	---

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	① ・ 無
利用医師等登録制度の担当者	① ・ 無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	254 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	254 施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職種	専従		非専従	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
医師	3人	0人	124人	0人
看護師	70人	0人	73人	0人
その他	0人	0人	114人	0人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	6床
専用病床	24床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施設名	救急外来、ICU、手術室、放射線技術科、内視鏡センター、臨床検査技術科、救急救命病棟、血管撮影室
-----	--

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	7,458人
--------------------------	--------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	☑・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	☑・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研修の内容	回数	研修者数
緩和ケア地域研修会、がん診療連携研修会、在宅医療の勉強会等	52回	1,686人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施設名等	講堂、会議室1、会議室2、多目的室
------	-------------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管理責任者	① ・ 無
管理担当者	① ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲覧責任者	① ・ 無
閲覧担当者	① ・ 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学識経験者	1人
医師会等医療関係団体の代表	5人
地域の住民代表	1人
当該病院の関係者	5人
その他（行政）	3人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	患者相談支援センター
-----------	------------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の勉強会の実施 ・訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等への訪問活動 ・地域医療連携会議の実施
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民向け公開医療福祉講座 ・がん患者相談会 ・患者会による勉強会・情報交流会（人工肛門・人工膀胱、乳がん、小児慢性疾患、慢性腎不全）

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携だよりの発信 ・病院情報誌の配布 ・地域連携パス会議
<p>その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自院の医師及び登録医を対象にした症例検討会 ・在宅医療の勉強会 ・地域関係機関との地域連携会議 ・地域の医療機関訪問

1 2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	病診連携室、福祉部門事務室
担当者	① ・ 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	① ・ 無
-------------------	-------

(3) 退院調整部門

退院調整部門	① ・ 無
--------	-------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県がん地域連携パス ・脳卒中・大腿骨近位部骨折パス
------------------	---

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	ホームページ、病院案内、広報誌、地域連携だより、デジタルサイレージ（院内ディスプレイモニター）
---------	---